

## 国外犯罪被害弔慰金等支給法の施行について

このたび、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律が平成 28 年 1 月に施行されたことに伴い、同日以降に発生した国外犯罪により死亡した被害者のご遺族に国外犯罪被害弔慰金を、傷害が残った被害者の方に国外犯罪被害傷害見舞金を、それぞれ支給することになりましたのでお知らせします。

詳細については、下記リンク先を御参照ください。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/jnos/page23\\_001767.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/jnos/page23_001767.html)